

付型株式の付与に係る現物出資財産として、既存の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、取締役に対して年額3億円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年150,000株以内とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

(1) 本制度の内容

本制度は、対象取締役に対して、当社が定める数のユニットを事前に割り当て、事前に定める役務提供期間中、対象取締役として継続して役務提供を行うことを条件として、役務提供期間の終了後に、権利確定したユニット数に応じて定まる数の当社株式又はこれに代わる金銭を交付する株式報酬制度です。なお、役務提供期間は、3事業年度以上の取締役会の定める期間といたします。当社は、役務提供期間終了後、事前に交付したユニットの権利確定に応じ、対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社株式の割当てを受ける方法により、当社株式を交付します。ただし、対象取締役への当社株式の交付は、役務提供期間後に行うため、本日の適示開示日時点では、各対象取締役に対して当社株式を交付するか否か及び交付する株式数は確定していません。役務提供期間終了後、交付対象者及び交付株式数が確定した時点で、改めて適時開示を行う予定です。

(2) 退任時の取扱い

役務提供期間中、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を退任した場合には、当社取締役会は、対象取締役に対して割り当てる当社株式の数及び時期を、合理的に調整することができるものといたします。また、ユニットの割当て後から権利確定するまでの期間中に対象取締役が死亡により退任した場合、報酬の支給時期は当該退任した日より3か月以内とし、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して金銭を支給いたします。

(3) 本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給を受ける権利の喪失事由

対象取締役が役務提供期間中に拘禁刑以上の刑に処せられた場合、破産手続又は民事再生手続開始の申立て等を受けた場合など一定の事由に該当した場合は、対象取締役は、本制度による当社株式の割当てを受ける権利を取得せず、当該事由が生じた時点をもって、当社株式の割当てを受ける権利は消滅します。

(4) 組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

対象となる役務提供期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）は、当社は、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、対象取締役に対し、当社取締役会が合理的に算定する額の金銭等を当社株式に代えて交付いたします。

以上